

令和 年 月 日

受水タンク以下装置メータ設置条件承諾書

東京都水道局長 殿

| | | | | |
|-------------------------|-------|----|---|---|
| 受水タンク以下装置メータ設置 承認申請者 | 区 市 町 | 丁目 | 番 | 号 |
| 受水タンク以下装置所有者 | 区 市 町 | 丁目 | 番 | 号 |
| 給水装置所有者 | 区 市 町 | 丁目 | 番 | 号 |
| 受水タンク以下装置所在地 | 区 市 町 | 丁目 | 番 | 号 |
| 給水装置のお客さま番号 | — | — | — | — |
| 受水タンク以下装置のお客さま番号 | — | — | — | — |
| 管 理 人 | 区 市 町 | 丁目 | 番 | 号 |
| 管 理 人 | 区 市 町 | 丁目 | 番 | 号 |
| 変更届 | 年 | 月 | 日 | |

※管理人の変更があった場合は下段を使用する。

受水タンク以下装置にメータを設置するにあたり、下記の条件を承諾します。

記

1. メータの設置承認申請を行った受水タンク以下装置(以下「この装置」という。)の維持管理及び水質に関する責任は、一切、所有者又は使用者が負うとともに、必要の都度、定期又は随時に点検を行い、メータの管理及び計量に支障がなく、かつ、水が汚染され又は漏れることのないように努めます。なお、この装置において漏水が発生した場合、その漏水により水道局に与えた損害は所有者又は使用者が負担します。

2. この装置は次の条件に適合する構造とします。

〔給水形態〕

自然流下給水構造又はポンプユニットを使用したポンプ直送給水構造のものとし、かつ、井戸水、その他の水と混合しないものであること。

〔配管構造〕

- ① 停滞空気の発生しない構造とする。
- ② 衝撃防止、逆流防止及び凍結防止のための必要な措置が講じられていること。
- ③ ポンプの加熱防止用に吐出する水及び圧力タンクの自動吸気に伴う排水は、受水タンクへ還流する構造とする。
- ④ 各戸のメータ取付位置における最大圧力(静水圧)は、原則として0.4MPa以下とする。
- ⑤ 各戸のメータ前後配管は、都の定める基準に適合していること。
- ⑥ メータに近接して上流側に止水器具を、下流側に止水器具又は逆止め弁を設置する。なお、ポンプ直送給水構造又は蓄圧式タンクを使用した構造の場合、下流側には逆止め弁を設置する。
- ⑦ 集中給湯方式における湯水混合水栓の設置方法は、都の定める基準に適合していること。
- ⑧ ポンプユニットに接続する吐出管は、適正流速になるよう選定すること。
- ⑨ 水中ポンプを使用する場合、受水タンク内のポンプ吐出管は、ステンレス鋼管、ビニル管等、外面も十分に耐食性があるものを使用すること。

〔メータ設置環境〕

- ① メータ損傷の危険がなく、かつ、メータが水平に取付けられる構造であること。
- ② メータ室は、漏水やメータ取外し時の戻り水などによる被害を防止するため、防水・排水の措置が講じられていること。
- ③ メータを屋内に設置する場合のメータ室の広さ及び集合住宅の各戸にメータを設置する場合は、都の基準に適合していること。
- ④ メータの取替え及び検針、止水栓操作等の作業が容易に行えるものであること。

3. この装置に対し、水道局メータの管理上必要があると認めるときは、構造及び材料などの調査を行うことを承諾します。また、調査により指示された事項は、指定期間内に完全に履行します。

4. この装置の設置工事は、都指定給水装置工事業者に施行させます。

5. 上記各項の条件について、取り扱い上なお必要な事項については、給水条例及び同規程を遵守して施行します。

6. オートロック式の建物の場合は、各戸メータの検針、メータの取替え等、水道局の業務が支障なく行えるよう、入館方法を提示します。

7. 上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し東京都に一切迷惑をかけません。

8. この装置の維持管理及び水道局に対する連絡等の事項を処理するために給水条例第15条第4号に基づき管理人を選定し届け出ます。また、給水条例第16条第2項第1号に基づき届け出内容に変更があったときも届け出ます。

9. この装置の所有者を変更するときは、新所有者にこの装置が条件付きのものであることを熟知させるとともに、直ちに所有者の変更を水道局に届け出ます。